

非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正に係る 自主規制規則等の一部改正について

令和7年4月10日
日本証券業協会

I. 趣旨

令和6年改正金融商品取引法において、主に特定投資家等を対象とする非上場有価証券の仲介等の業務（以下「非上場有価証券特例仲介等業務」という。）のみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件等を緩和する特例が新設されたことを受け、本協会では、「特定業務会員」の対象業務に非上場有価証券特例仲介等業務を追加する定款改正を行ったところである¹。

今般、非上場有価証券特例仲介等業務に係る本協会の自主規制規則等の適用関係を明確化するとともに、非上場有価証券特例仲介等業務に参入する金融商品取引業者による新たなサービスの導入を促進する観点から未発行店頭有価証券の取引規制を緩和するため、所要の整備を図ることとする。

あわせて、非上場有価証券特例仲介等業務の内部管理に従事する者等に求める資格を取扱商品に対応したものとするとともに、特定業務会員における定款第5条第2号ロに掲げる業務の内部管理に従事する者等についても同様の措置を講じるため、所要の整備を図ることとする。

II. 骨子

1. 「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について【別紙1】

本規則の適用対象となる特定業務会員の「特定業務」の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。
(第1条)

2. 「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」の一部改正について【別紙2】

本規則の準用規定（自己資本規制比率に関する規定を除く。）の対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。
(第4条第1項)

3. 「協会員の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について【別紙3】

(1) 特定業務会員の内部管理統括責任者が内部管理を担当する「特定業務」の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。
(第3条第2項)

(2) 定款第5条第2号ロ又は同号ニに掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者並びに同業務を行う営業単位の営業責任者及び内部管理責任者の資格要件について、会員内部管理責任者資格試験等の合格者に限ることとする。
(第6条第4項、第11条第3項、第14条第3項)

¹ 「非上場有価証券特例仲介等業務に関する金商法改正に伴う「定款」等の一部改正について」（2025年2月10日）
<https://www.jsda.or.jp/about/public/kekka/index.html>

- (3) 定款第5条第2号ロ又は同号ニに掲げる業務に関する内部管理部門の管理職者について、会員内部管理責任者資格試験の合格者に限ることとする。 (第7条第1項)
- (4) 定款第5条第2号ロ又は同号ニに掲げる業務に関する内部管理業務に従事する従業員について、努力義務の内容を定める。 (第7条第2項)
- (5) 本協会に新たに加入する定款第5条第2号ロ又は同号ニに掲げる業務を行う特定業務会員に対する「協会の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例」の適用につき、当該特定業務会員の内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかの者の資格要件について、会員内部管理責任者資格試験の合格者に限ることとする。 (第19条第2項)

4. 「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について【別紙4】

本規則の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (前文)

5. 「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について【別紙5】

本規則の準用規定の対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第14条第1項)

6. 「協会の従業員に関する規則」の一部改正について【別紙6】

「従業員」の定義における「特定業務」の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第2条第6号ロ)

7. 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について【別紙7】

本指針の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第1条)

8. 「協会における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について【別紙8】

本協会の個人情報等に関する業務の対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第2条)

9. 「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について【別紙9】

個人情報相談室における個人情報等の取扱いに関する苦情処理の対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。 (第2条第1項)

10. 「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について【別紙10】

- (1) 会員及び定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員を含む概念として、「会員等」の定義を新設する。 (新第2条第1号の2)

(2) 「会員」を「会員等」に改める。

(第2条第2号、第3号、第3条の2第7項、第4条第4項、第4条の2第4項、第6条第7項、第8項、第9条～第12条、第14条～第16条)

(3) 未発行店頭有価証券の店頭取引を禁止する規定について、一定の要件を満たす場合を除外する。(第13条第3項)

11. 「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正について【別紙11】

特別会員に委託を行う者に定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員を追加する。(第20条)

12. 「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について【別紙12】

(1) 「会員等」の定義に含まれる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。(第2条第3号)

(2) 「会員」を「会員等」に改める。(第3条)

(3) 反社会的勢力の排除に関する一部の規定の対象について、特定業務会員のうち定款第5条第2号ロに掲げる業務のみを行う者に限ることとする。(第21条)

(4) その他所要の整備を図る。

13. 「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について【別紙13】

(1) 会員及び定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員を含む概念として、「会員等」の定義を新設する。(新第2条第3号の2)

(2) 「会員」を「会員等」に改める。

(第2条第4号、第3条、第4条第1項、第20条～第24条、第32条第1項、第2項)

(3) 未発行店頭有価証券の店頭取引を禁止する規定について、一定の要件を満たす場合を除外する。(第24条第3項)

14. 「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の一部改正について【別紙14】

(1) 会員及び定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員を含む概念として、「会員等」の定義を新設する。(第2条第22号)

(2) 「登録PTS銘柄」、「登録PTS運営業務」、「登録PTS取引業務」及び「登録PTS運営会員」の各定義条項における「会員」を「会員等」に改める。

(第2条第12号、第15号～第17号)

15. 「協会員間の紛争の調停に関する規則」の一部改正について【別紙15】

本規則の適用対象となる特定業務会員の業務の範囲に定款第5条第2号ニに掲げる業務を追加する。(第1条)

Ⅲ. 施行の時期

この改正は、令和7年5月1日から施行する。

○ 本件に関するお問い合わせ先

<Ⅱ. 1.、2.、4.～8.、15. > 自主規制企画部 (TEL 03-6665-6769)

<Ⅱ. 3.、9. > 規律審査部 (TEL 03-6665-6778)

<Ⅱ. 10.～13. > エクイティ市場部 (TEL 03-6665-6770)

<Ⅱ. 14. > 公社債・金融商品部 (TEL 03-6665-6771)

以 上

別紙 1

「有価証券の寄託の受入れ等に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 2 の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るもの）に限り、特定業務会員にあっては、特定業務（定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(目的) 第 1 条 この規則は、協会員が行う顧客（消費寄託契約の寄託者を含む。以下同じ。）からの有価証券の寄託の受入れ、顧客に対する報告、債権、債務の残高の照合に関する処理方法等（特別会員にあっては、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 33 条の 2 の登録に係る業務（以下「登録金融機関業務」という。）に係るもの）に限り、特定業務会員にあっては、特定業務（定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）について定め、協会員の顧客管理の適正化を図ることを目的とする。</p>

「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(特定業務会員に対する準用) 第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定 (第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。) は、特定業務会員 (定款第 5 条第 2 号ロ又はニに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。) についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 2 条中「同条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「同条第 2 項」と、第 3 条第 5 項中「金融庁及び投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>2 第 3 条 (同条第 4 項を除く。) の規定は、特定業務会員 (定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。) について準用する。この場合において、規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(特定業務会員に対する準用) 第 4 条 第 2 条及び第 3 条の規定 (第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号を除く。) は、特定業務会員 (定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下本項において同じ。) についてそれぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 2 条中「同条第 1 項及び第 2 項」とあるのは「同条第 2 項」と、第 3 条第 5 項中「金融庁及び投資者保護基金」とあるのは「金融庁」とそれぞれ読み替えるものとする。</p> <p>2 (同 左)</p>

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(内部管理統括責任者の資格要件) 第 3 条 (現行どおり) 2 特定業務会員の内部管理統括責任者は、定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務 (以下「特定業務」という。)のうち、当該特定業務会員が行う全ての特定業務の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 3～7 (現行どおり)</p> <p>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務) 第 6 条 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験 (以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)<u>定款第 5 条第 2 号ロ又はニに掲げる業務の内部管理を担当する内部管理統括補助責任者にあつては、会員内部管理責任者資格試験</u>の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。 5～9 (現行どおり)</p> <p>(内部管理部門の管理職者等の資格取得) 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者 (所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者 (特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。<u>ただし、定款第 5 条第 2 号ロ又はニに掲げる業務に関する内部管理部門の管理職者にあつては、会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>) でなければ、その職務を行わせてはならない。</p>	<p>(内部管理統括責任者の資格要件) 第 3 条 (省 略) 2 特定業務会員の内部管理統括責任者は、定款第 5 条第 2 号イ、ロ及びハに掲げる業務 (以下「特定業務」という。)のうち、当該特定業務会員が行う全ての特定業務の内部管理を担当する役員でなければならない。ただし、細則に定める者を内部管理統括責任者に任命するときは、この限りでない。 3～7 (省 略)</p> <p>(内部管理統括補助責任者の資格要件、報告及び責務) 第 6 条 (省 略) 2・3 (省 略) 4 特定業務会員の内部管理統括責任者は、会員内部管理責任者資格試験又は試験規則による特別会員内部管理責任者資格試験 (以下「特別会員内部管理責任者資格試験」という。)の合格者でなければ、内部管理統括補助責任者の職務を行わせてはならない。 5～9 (省 略)</p> <p>(内部管理部門の管理職者等の資格取得) 第 7 条 協会員は、細則に定める内部管理部門に所属する管理職者 (所属部署等の業務を管理監督する権限を有する者をいう。以下同じ。)について、会員内部管理責任者資格試験の合格者 (特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者) でなければ、その職務を行わせてはならない。</p>

新	旧
<p>2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。<u>以下本項において同じ。</u>）について、<u>会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員又は特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者。ただし、定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務に関する内部管理業務に従事する従業員にあつては、会員内部管理責任者資格試験の合格者）</u>となるよう努めるものとする。</p> <p>（営業責任者の資格要件） 第11条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 特定業務会員は、<u>会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務を行う営業単位の営業責任者については、会員営業責任者資格試験又は会員内部管理責任者資格試験）</u>の合格者でなければ、営業責任者に任命してはならない。 4～8 （ 現行どおり ）</p> <p>（内部管理責任者の資格要件） 第14条 （ 現行どおり ） 2 （ 現行どおり ） 3 特定業務会員は、<u>会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務を行う営業単位の内部管理責任者については、会員内部管理責任者資格試験）</u>の合格者でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 4～8 （ 現行どおり ）</p> <p>（協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例） 第19条 （ 現行どおり ） 2 本協会に新たに加入する協会員にあつては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、第11条の3、第14条第2項から第4項まで、第14条の2又は第14条</p>	<p>2 協会員は、内部管理業務に従事する従業員（前項に規定する管理職者を除く。）について、<u>会員内部管理責任者資格試験の合格者（特定業務会員及び特別会員にあつては、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者）</u>となるよう努めるものとする。</p> <p>（営業責任者の資格要件） 第11条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 特定業務会員は、<u>会員営業責任者資格試験、会員内部管理責任者資格試験、特別会員営業責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>でなければ、営業責任者に任命してはならない。 4～8 （ 省 略 ）</p> <p>（内部管理責任者の資格要件） 第14条 （ 省 略 ） 2 （ 省 略 ） 3 特定業務会員は、<u>会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験の合格者</u>でなければ、内部管理責任者に任命してはならない。 4～8 （ 省 略 ）</p> <p>（協会員の内部管理統括補助責任者、営業責任者及び内部管理責任者等の配置に関する特例） 第19条 （ 省 略 ） 2 本協会に新たに加入する協会員にあつては、本協会加入の日から6か月間に限り、第11条第2項から第4項まで、第11条の2、第11条の3、第14条第2項から第4項まで、第14条の2又は第14条</p>

新	旧
<p>の3の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が特定業務会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（定款第5条第2号ロ若しくはニに掲げる業務を行う特定業務会員又は登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験）の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>1～3 （ 現行どおり ） 3・4 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和7年5月1日から施行する。</p>	<p>の3の規定にかかわらず、次の各号に定める者を営業責任者又は内部管理責任者として配置することができる。ただし、定款第3条第8号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務に従事した期間が3年以上の者で、かつ、会員内部管理責任者資格試験（当該新たに加入する協会員が特定業務会員又は特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験又は特別会員内部管理責任者資格試験（登録金融機関金融商品仲介行為を行う特別会員の場合は、会員内部管理責任者資格試験）の合格者が内部管理統括責任者、内部管理統括補助責任者、内部管理部門の役員又は部長若しくは室長等の責任者のいずれかとして配置されている場合に限る。</p> <p>1～3 （ 省 略 ） 3・4 （ 省 略 ）</p>

「有価証券関連業経理の統一に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>この規則は、会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号 <u>ロ</u>又は<u>ニ</u>に掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下同じ。）（以下「会員等」という。）が適正な会計処理を行うため、金融商品取引業等に関する内閣府令第 172 条第 2 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業に固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について有価証券関連業に関する経理の統一基準を下記のとおり定めるものである。会員等が金商法第 46 条の 3 に規定する事業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、この規則の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>この規則は、会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号 <u>ロ</u>に掲げる業務を行う特定業務会員に限る。以下同じ。）（以下「会員等」という。）が適正な会計処理を行うため、金融商品取引業等に関する内閣府令第 172 条第 2 項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準として、金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 28 条第 8 項に規定する有価証券関連業に固有の勘定科目とその内容及び経理処理方法について有価証券関連業に関する経理の統一基準を下記のとおり定めるものである。会員等が金商法第 46 条の 3 に規定する事業報告書など経理の状況に関する報告書等の作成並びに企業会計を行う場合には、この規則の他、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って適正に処理しなければならない。</p>

「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(特定業務会員への適用) 第 14 条 本規則（第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号イ、ハ又はニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。）について準用する。この場合において、第 1 条から第 13 条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 7 条第 5 項中「、第 2 項、第 4 項又は次項」とあるのは、「又は第 4 項」と、第 8 条第 1 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「前条第 1 項」と、第 8 条第 2 項中「前条第 4 項、第 5 項又は第 6 項」とあるのは「前条第 4 項又は第 5 項」と読み替えるものとする。</p> <p>2 特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）に係る反社会的勢力との関係遮断に関する規定は、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」に定めるところによるものとする。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">付 則</p> <p style="margin-top: 20px;">この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(特定業務会員への適用) 第 14 条 本規則（第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項を除く。）の規定は、特定業務会員（定款第 5 条第 2 号イ又はハに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下、この項において同じ。）について準用する。この場合において、第 1 条から第 13 条までの規定中「会員」とあるのは「特定業務会員」と、第 7 条第 5 項中「、第 2 項、第 4 項又は次項」とあるのは、「又は第 4 項」と、第 8 条第 1 項中「前条第 1 項又は第 2 項」とあるのは「前条第 1 項」と、第 8 条第 2 項中「前条第 4 項、第 5 項又は第 6 項」とあるのは「前条第 4 項又は第 5 項」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">2 (同 左)</p>

「協会の従業員に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～5の2 （ 現行どおり ） 6 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ （ 現行どおり ） ロ 特定業務会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定業務（定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務をいう。以下同じ。）又は特定業務（定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務に限る。）に付随する業務に従事する者</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ・ニ （ 現行どおり ） 7・8 （ 現行どおり ）</p> <p style="text-align: center; padding: 10px 0;">付 則</p> <p>この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>（定 義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1～5の2 （ 省 略 ） 6 従業員 次に掲げる者をいう。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ （ 省 略 ） ロ 特定業務会員の使用人で国内に所在する本店その他の営業所又は事務所において特定業務（定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務をいう。以下同じ。）又は特定業務（定款第 5 条第 2 号ハに掲げる業務に限る。）に付随する業務に従事する者</p> <p style="padding-left: 20px;">ハ・ニ （ 省 略 ） 7・8 （ 省 略 ）</p>

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和 3 年個人情報保護委員会告示第 7 号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ず</p>	<p>(目 的) 第 1 条 この指針は、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（以下「施行令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「施行規則」という。）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定。）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）及び同ガイドライン（認定個人情報保護団体編）（令和 3 年個人情報保護委員会告示第 7 号）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 1 号）及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（平成 29 年個人情報保護委員会・金融庁告示第 2 号）等（以下「個人情報の保護に関する法令等」という。）を踏まえ、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務（以下「協会の証券業務等」という。）における個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報の適正な取扱いの確保のために、個人情報に係る利用目的の特定、安全管理のための措置その他の事項を定めるとともに、協会員が講ず</p>

新	旧
<p data-bbox="236 271 746 304">べき具体的措置等を定めるものである。</p> <p data-bbox="209 309 612 342">2 (現行どおり)</p> <p data-bbox="419 383 568 416">付 則</p> <p data-bbox="204 461 783 533">この改正は、令和7年5月1日から施行する。</p>	<p data-bbox="842 271 1353 304">べき具体的措置等を定めるものである。</p> <p data-bbox="815 309 1219 342">2 (省 略)</p>

「協会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(業務) 第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報等の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。 1～8 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(業務) 第 2 条 本協会は、会員の定款第 3 条第 8 号に掲げる有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務における個人情報等の取扱いに関し、次の各号に掲げる業務を行う。 1～8 (省 略)</p>

「個人情報の取扱いに関する苦情処理業務規則」の一部改正について

令和7年4月10日

(下線部分変更)

新	旧
<p>(苦情処理業務の実施体制)</p> <p>第2条 個人情報相談室は、会員の定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イからニまでに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務における個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「個人情報等の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和7年5月1日から施行する。</p>	<p>(苦情処理業務の実施体制)</p> <p>第2条 個人情報相談室は、会員の定款第3条第8号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務及び当該業務に付随する業務、特定業務会員が行う定款第5条第2号イ、ロ又はハに掲げる業務並びに特別会員の定款第5条第3号に規定する登録金融機関業務における個人情報等の取扱いに関する苦情（以下「個人情報等の取扱いに関する苦情」という。）の処理を行う。</p> <p>2 (省 略)</p>

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p><u>1の2 会員等</u> <u>会員及び特定業務会員（定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）をいう。</u></p> <p>2 店頭取引 <u>会員等</u>が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。</p> <p>3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、<u>会員等</u>並びに当該<u>会員等</u>が金融商品仲介業務（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。）の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う際の説明資料をいう。</p> <p>4・5 (現行どおり)</p> <p>(経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘) 第3条の2 協会員は、経営権の移転等を目的として、次の各号に掲げる顧客に対して、当該各号に定める店頭有価証券（上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券を除く。以下この条において同じ。）の取引又は取引の媒介に係る投資勧誘を行うことができる。</p> <p>1～5 (現行どおり)</p> <p>2～6 (現行どおり)</p> <p>7 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として取引の媒介を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員等</u>が当該特別会員につ</p>	<p>(定義) 第2条 (同 左)</p> <p>1 (省 略) (新 設)</p> <p>2 店頭取引 <u>会員</u>が自己又は他人の計算において行う店頭有価証券の売買その他の取引をいう。</p> <p>3 会社内容説明書 第5条の要件を満たした、<u>会員</u>並びに当該<u>会員</u>が金融商品仲介業務（定款第3条第9号に規定する金融商品仲介業に係る業務をいう。以下同じ。）の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者が店頭取扱有価証券の投資勧誘を行う際の説明資料をいう。</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>(経営権の移転等を目的とした店頭有価証券の取引に係る投資勧誘) 第3条の2 (同 左)</p> <p>1～5 (省 略)</p> <p>2～6 (省 略)</p> <p>7 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として取引の媒介を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員</u>が当該特別会員につ</p>

新	旧
<p>いて併せて報告を行うことで足りる。 8・9 (現行どおり)</p> <p>(店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘) 第4条 協会員は、店頭有価証券に譲渡制限を付すことを取得の条件として、当該店頭有価証券に係る投資勧誘を適格機関投資家(金商法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。)に対して行うことができる。 2・3 (現行どおり) 4 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員等</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。</p> <p>(企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘) 第4条の2 協会員は、次の各号に掲げる取引を行う場合、特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。)の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)のうち、自らの責任において企業価値評価等を行う能力を有することを当該協会員が認めた者に対して、店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。 1～4 (現行どおり) 2・3 (現行どおり) 4 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員等</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで</p>	<p>て併せて報告を行うことで足りる。 8・9 (省 略)</p> <p>(店頭有価証券の適格機関投資家に対する投資勧誘) 第4条 (同 左)</p> <p>2・3 (省 略) 4 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。</p> <p>(企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘) 第4条の2 (同 左)</p> <p>1～4 (省 略) 2・3 (省 略) 4 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った<u>会員</u>が当該特別会員について併せて報告を行うことで足</p>

新	旧
<p>足りる。</p> <p>(店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 協会員は、店頭取扱有価証券（第2条第4号ロ又はニに該当する店頭取扱有価証券を除く。以下同じ。）の募集、売出し（金商法第13条第1項の規定により目論見書を作成しなければならないものに限る。以下この項において同じ。）、私募若しくは私売出し（金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）（以下「募集等」という。）の取扱い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）に係る投資勧誘を行うことができる。</p> <p>2～6 （現行どおり）</p> <p>7 協会員は、第2項及び第3項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店（当該協会員等が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</p> <p>8 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った協会員等が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。</p> <p>(共同計算の取引) 第9条 協会員等は、他の協会員等又は顧客と共同計算による店頭取引（フェニックス銘柄の店頭取引を除く。以下同じ。）を行ってはならない。</p> <p>(不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第10条 協会員等は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(過当の取引)</p>	<p>りる。</p> <p>(店頭取扱有価証券の投資勧誘) 第6条 （同左）</p> <p>2～6 （省略）</p> <p>7 協会員は、第2項及び第3項に規定する店頭取扱有価証券の募集等の取扱い等を行う場合には、当該募集等に係る有価証券届出書、目論見書又は会社内容説明書を取扱部店（当該協会員が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）に備え置き、顧客の縦覧に供しなければならない。</p> <p>8 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った協会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足りる。</p> <p>(共同計算の取引) 第9条 協会員は、他の協会員又は顧客と共同計算による店頭取引（フェニックス銘柄の店頭取引を除く。以下同じ。）を行ってはならない。</p> <p>(不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第10条 協会員は、仮装売買、馴合い売買等の不正な手段を用いて店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(過当の取引)</p>

新	旧
<p>第 11 条 <u>会員等</u>は、店頭有価証券については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該店頭有価証券の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(買あおり又は売崩し)</p> <p>第 12 条 <u>会員等</u>は、店頭有価証券について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。</p> <p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)</p> <p>第 13 条 協会員は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可 PTS 銘柄取引又は同条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については成行注文を受けてはならない。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引 <u>(新株予約権 (当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。)) の目的である株券 (金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項第 1 号に規定する有価証券に該当するものに限る。)) の売買の媒介を除く。)</u>を行ってはならない。</p> <p>(会員等間の売買の制限)</p> <p>第 14 条 <u>会員等</u>は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条、第 7 条及び「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の規定により投資勧誘を行うもの並びに「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可 PTS 銘柄取引又は同条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については、<u>会員等間</u>の流通</p>	<p>第 11 条 <u>会員</u>は、店頭有価証券については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該店頭有価証券の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(買あおり又は売崩し)</p> <p>第 12 条 <u>会員</u>は、店頭有価証券について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。</p> <p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止)</p> <p>第 13 条 (同 左)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 協会員は、未発行店頭有価証券については店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(会員間の売買の制限)</p> <p>第 14 条 <u>会員</u>は、第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 6 条、第 7 条及び「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の規定により投資勧誘を行うもの並びに「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 5 号に規定する非上場認可 PTS 銘柄取引又は同条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、店頭有価証券については、<u>会員間</u>の流通を目</p>

新	旧
<p>を目的とする店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等)</p> <p>第 15 条 <u>会員等</u>は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項の規定により<u>会員等</u>から報告を受けた内容について定期的に公表する。</p> <p>3 本協会は、売買管理上必要があると認めるときは、<u>会員等</u>に店頭取引の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)</p> <p>第 16 条 <u>会員等</u>は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格等情報」という。）を提示する場合（「株主コミュニティに関する規則」、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」又は「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」による場合を除く。）は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて<u>会員等名</u>、取扱部店名（当該<u>会員等</u>が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>的とする店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券の売買報告等)</p> <p>第 15 条 <u>会員</u>は、上場有価証券の発行会社が発行した店頭取扱有価証券について店頭取引を行ったときは、その旨を当該店頭取引を行った日の属する月の翌月の 15 日（当日が休業日の場合は、翌営業日）までに、所定の様式により本協会に報告しなければならない。</p> <p>2 本協会は、前項の規定により<u>会員</u>から報告を受けた内容について定期的に公表する。</p> <p>3 本協会は、売買管理上必要があると認めるときは、<u>会員</u>に店頭取引の状況について報告を求めることができる。</p> <p>(店頭有価証券の価格情報の責任の所在等の明示)</p> <p>第 16 条 <u>会員</u>は、店頭有価証券の売買価格等の情報（以下「価格等情報」という。）を提示する場合（「株主コミュニティに関する規則」、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」、「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」又は「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」による場合を除く。）は、いかなる媒体の利用を問わず、当該価格等情報と併せて<u>会員名</u>、取扱部店名（当該<u>会員</u>が金融商品仲介業務の委託を行う特別会員及び金融商品仲介業者の部店を含む。）及び当該価格等情報の提示日並びに当該価格等情報は売り気配又は買い気配ではない旨を明示しなければならない。</p>

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の
一部改正について令和 7 年 4 月 10 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い)</p> <p>第 20 条 特別会員が、取扱協会員である会員又は特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）（以下「会員等」という。）からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該会員等又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条又は第 11 条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い)</p> <p>第 20 条 特別会員が、取扱協会員である会員からの委託を受けて本規則に基づく投資勧誘を行う場合において、当該会員又は当該特別会員のいずれか一方の協会員が、第 3 条、第 4 条、第 6 条、第 7 条、第 10 条又は第 11 条に定める行為を行ったときは、当該他の協会員は、これら各条の規定にかかわらず、当該規定に基づく行為を行うことを要さない。</p>

「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>1・2 (現行どおり) 3 会員等 会員及び特定業務会員（定款第5条第2号ロ又はニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。以下同じ。）をいう。 4・5 (現行どおり)</p> <p>(株主コミュニティにおける募集等の取扱い等との併用禁止) 第3条 会員等は、自らが運営会員（「株主コミュニティに関する規則」第2条第4号に規定する運営会員をいう。）となっている株主コミュニティ銘柄（同条第5号に規定する株主コミュニティ銘柄をいう。以下同じ。）の募集、私募、売出し若しくは私売出し（金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し若しくは私売出しを行っている間は、当該株主コミュニティ銘柄について、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。</p> <p>(ウェブサイトにおける情報提供) 第9条 会員等は、金商法第43条の5に規定する措置を講ずるに当たっては、金商業等府令第146条の2に定めるところのほか、次の各号に掲げる事項についても、当該措置と同様の措置を講じなければならない。</p> <p>1～17 (現行どおり) 18 特定業務会員にあつては、金商法第29条の4第1項第6号イ及び同法第46条の6の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第79条の27第1項及び第2項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第29条の4の2第8項及び第9項の規定又は同法第29条の4の4第7項及び第8項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない</p>	<p>(定義) 第2条 (同 左)</p> <p>1・2 (省 略) 3 会員等 会員及び特定業務会員（定款第5条第2号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下同じ。）をいう。 4・5 (省 略)</p> <p>(株主コミュニティにおける募集等の取扱い等との併用禁止) 第3条 会員は、自らが運営会員（「株主コミュニティに関する規則」第2条第4号に規定する運営会員をいう。）となっている株主コミュニティ銘柄（同条第5号に規定する株主コミュニティ銘柄をいう。以下同じ。）の募集、私募、売出し若しくは私売出し（金商法第2条第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し若しくは私売出しを行っている間は、当該株主コミュニティ銘柄について、株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。</p> <p>(ウェブサイトにおける情報提供) 第9条 (同 左)</p> <p>1～17 (省 略) 18 特定業務会員にあつては、金商法第29条の4第1項第6号イ及び同法第46条の6の自己資本規制比率に係る規制並びに同法第79条の27第1項及び第2項の投資者保護基金への加入義務が適用されない旨並びに同法第29条の4の2第8項及び第9項の規定により店頭有価証券の券面の預託を受けることができない旨</p>

新	旧
<p>旨 19～21 (現行どおり) 2 (現行どおり)</p> <p>(反社会的勢力の排除) 第 19 条 特定業務会員は、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 2 (現行どおり)</p> <p>(反社会的勢力でない旨の確約) 第 21 条 特定業務会員(定款第 5 条第 2 号ロに掲げる業務のみを行う特定業務会員をいう。以下本条、次条及び第 23 条において同じ。)は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたときは、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることを約させなければならない。</p> <p>(審査の実施) 第 22 条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客が反社会的勢力に該当するか否かについて審査するよう努めなければならない。</p> <p>(契約の禁止) 第 23 条 特定業務会員は、前条に定める審査の結果、顧客が反社会的勢力であることが判明した場合は、当該顧客と株式投資型クラウドファンディング業務に係る契約を締結してはならない。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>19～21 (省 略) 2 (省 略)</p> <p>(反社会的勢力の排除) 第 19 条 特定業務会員は、<u>原則として</u>、相手方が反社会的勢力であることを知りながら、当該相手方との間で株式投資型クラウドファンディング業務を行ってはならない。 2 (省 略)</p> <p>(反社会的勢力でない旨の確約) 第 21 条 特定業務会員は、株式投資型クラウドファンディング業務により顧客に店頭有価証券を取得させようとする場合は、その都度、当該顧客から反社会的勢力でない旨の確約を受けるとともに、確約が虚偽であると認められたときは、特定業務会員の申出により当該店頭有価証券の取得に係る契約が解除されることを約させなければならない。</p> <p>(審査の実施) 第 22 条 (同 左)</p> <p>(契約の禁止) 第 23 条 (同 左)</p>

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

（下線部分変更）

新	旧
<p>（定義） 第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。 1～3 （ 現行どおり ） 3の2 会員等 <u>会員及び特定業務会員（定款第 5 条第 2 号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。）</u> 4 運営会員 株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した<u>会員等</u>をいう。 5～8 （ 現行どおり ）</p> <p>（株式投資型クラウドファンディング業務との併用禁止） 第 3 条 <u>会員等</u>は、当該<u>会員等</u>が株式投資型クラウドファンディング業務（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。）において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集、私募、売出し若しくは私売出し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行ってはならない。</p> <p>（株主コミュニティの組成） 第 4 条 <u>会員等</u>は、株主コミュニティの組成に当たっては、本協会より、第 26 条第 3 項に基づく指定を受けなければならない。 2 （ 現行どおり ）</p> <p>（共同計算の取引の禁止） 第 20 条 <u>会員等</u>は、他の<u>会員等</u>又は参加者</p>	<p>（定義） 第 2 条 （ 同 左 ） 1～3 （ 省 略 ） （ 新 設 ） 4 運営会員 株主コミュニティの運営を行うものとして本協会が指定した<u>会員</u>をいう。 5～8 （ 省 略 ）</p> <p>（株式投資型クラウドファンディング業務との併用禁止） 第 3 条 <u>会員</u>は、当該<u>会員</u>が株式投資型クラウドファンディング業務（「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」第 2 条第 2 号に規定する株式投資型クラウドファンディング業務をいう。）において店頭有価証券を取り扱っている間は、株主コミュニティにおいて当該店頭有価証券の募集、私募、売出し若しくは私売出し（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第 2 条第 4 項第 2 号イからハまでのいずれかに該当する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）の取扱い又は売出し若しくは私売出し（以下「募集等の取扱い等」という。）を行ってはならない。</p> <p>（株主コミュニティの組成） 第 4 条 <u>会員</u>は、株主コミュニティの組成に当たっては、本協会より、第 26 条第 3 項に基づく指定を受けなければならない。 2 （ 省 略 ）</p> <p>（共同計算の取引の禁止） 第 20 条 <u>会員</u>は、他の<u>会員</u>又は参加者と共</p>

新	旧
<p>と共同計算による株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第 21 条 <u>会員等</u>は、<u>仮装売買</u>、<u>馴合い売買</u>等の不正な手段を用いて株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(過当の取引の禁止) 第 22 条 <u>会員等</u>は、株主コミュニティ銘柄については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該株主コミュニティ銘柄の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(買あおり又は売崩しの禁止) 第 23 条 <u>会員等</u>は、株主コミュニティ銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。</p> <p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 24 条 <u>会員等</u>は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。</p> <p>2 <u>会員等</u>は、株主コミュニティ銘柄については信用取引（会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。</p> <p>3 <u>会員等</u>は、未発行の株主コミュニティ銘柄については店頭取引（<u>新株予約権（当該新株予約権を行使することができる期間の初日が到来していないものを除く。）の目的である株券（金商法第 29 条の 4 の 4 第 8 項第 1 号に規定する有価証券に該当するものに限る。）の売買の媒介を除く。）</u>を行ってはならない。</p>	<p>同計算による株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(不正な手段を用いた店頭取引の禁止) 第 21 条 <u>会員</u>は、<u>仮装売買</u>、<u>馴合い売買</u>等の不正な手段を用いて株主コミュニティ銘柄に係る店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(過当の取引の禁止) 第 22 条 <u>会員</u>は、株主コミュニティ銘柄については、自己又は関係会社等の計算において、自己の資力又は当該株主コミュニティ銘柄の取引状況に比し、過当とみられる店頭取引を行ってはならない。</p> <p>(買あおり又は売崩しの禁止) 第 23 条 <u>会員</u>は、株主コミュニティ銘柄について他人に誤解を生じさせ、人為的に活況を仮装し又は相場に不当な影響を与え若しくは実勢を反映しない作為的相場を形成する等の目的をもって、順次に気配若しくは売買価格を高くして買付けを行い又は順次に気配若しくは売買価格を低くして売付けを行う等の行為を行ってはならない。</p> <p>(成行注文の受託、信用取引及び未発行店頭有価証券の店頭取引の禁止) 第 24 条 <u>会員</u>は、「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」第 2 条第 14 号に規定する登録 PTS 銘柄取引の場合を除き、株主コミュニティ銘柄については成行注文を受けてはならない。</p> <p>2 <u>会員</u>は、株主コミュニティ銘柄については信用取引（会員が信用の供与を受けて行う売買を含む。）を行ってはならない。</p> <p>3 <u>会員</u>は、未発行の株主コミュニティ銘柄については店頭取引を行ってはならない。</p>

新	旧
<p>(上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例)</p> <p>第 32 条 金融商品取引所により上場廃止とされた株券又は新株予約権付社債券に係る株主コミュニティを組成している運営会員以外の<u>会員等</u>は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄について、顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。</p> <p>1 当該株主コミュニティ銘柄に係る一の運営会員から、当該株主コミュニティ銘柄を取り扱うことについて承諾を得ること。</p> <p>2 当該売付けに係る投資勧誘は、前号の承諾を行った運営会員に対して売買又は売買の媒介、取次ぎ若しくは代理(以下この章において「取次ぎ等」という。)を行うことを条件とするものであること。</p> <p>2 本協会は、前項の規定により取次ぎ等を行った<u>会員等</u>(以下この章において「取次ぎ等会員」という。)に対し、株主コミュニティ銘柄の取扱状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p>(上場廃止銘柄の取次ぎ等に係る特例)</p> <p>第 32 条 金融商品取引所により上場廃止とされた株券又は新株予約権付社債券に係る株主コミュニティを組成している運営会員以外の<u>会員</u>は、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄について、顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。</p> <p>1 (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>2 本協会は、前項の規定により取次ぎ等を行った<u>会員</u>(以下この章において「取次ぎ等会員」という。)に対し、株主コミュニティ銘柄の取扱状況に関して必要があると認める場合は、照会、事情聴取又は資料の徴求を行うことができる。</p> <p>3 (省 略)</p>

「私設取引システムにおける非上場有価証券の取引等に関する規則」の
一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日
(下線部分変更)

新	旧
<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>会員等</u>が運営する私設取引システムにおける非上場有価証券の取引に関し必要な事項を定めることにより、非上場有価証券の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び非上場有価証券に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 (現行どおり) 1～11 (現行どおり) 12 登録PTS 銘柄 非上場有価証券のうち、金商法第30条第1項各号に掲げる有価証券であって、<u>会員等</u>が自ら開設する登録PTSにおける取引の対象とするものをいう。 13・14 (現行どおり) 15 登録PTS 運営業務 <u>会員等</u>が自ら開設する登録PTSにおいて登録PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。 16 登録PTS 取引業務 協会員が他の<u>会員等</u>の開設する登録PTSにおいて登録PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。 17 登録PTS 運営会員 登録PTS 運営業務を行う<u>会員等</u>をいう。 18～21 (現行どおり) 22 <u>会員等</u> <u>会員及び特定業務会員</u> (定款第5条第2号ニに掲げる業務を行う特定業務会員をいう。) をいう。</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、<u>会員</u>が運営する私設取引システムにおける非上場有価証券の取引に関し必要な事項を定めることにより、非上場有価証券の私設取引システムにおける取引を公正かつ円滑ならしめ、もって投資者の保護及び非上場有価証券に係る流通市場の健全な発展に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 (省 略) 1～11 (省 略) 12 登録PTS 銘柄 非上場有価証券のうち、金商法第30条第1項各号に掲げる有価証券であって、<u>会員</u>が自ら開設する登録PTSにおける取引の対象とするものをいう。 13・14 (省 略) 15 登録PTS 運営業務 <u>会員</u>が自ら開設する登録PTSにおいて登録PTS 銘柄取引又はその媒介等を行う業務をいう。 16 登録PTS 取引業務 協会員が他の<u>会員</u>の開設する登録PTSにおいて登録PTS 銘柄取引若しくはその媒介等を行う業務又は当該媒介等の委託の取次ぎを行う業務をいう。 17 登録PTS 運営会員 登録PTS 運営業務を行う<u>会員</u>をいう。 18～21 (省 略) (新 設)</p>
付 則	

新	旧
この改正は、令和7年5月1日から施行する。	

「協会員間の紛争の調停に関する規則」の一部改正について

令和 7 年 4 月 10 日

(下線部分変更)

新	旧
<p data-bbox="220 465 363 499">(目 的)</p> <p data-bbox="204 506 780 875">第 1 条 この規則は、定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（特定業務会員にあつては、定款第 5 条第 2 号イからニまでに掲げる業務、特別会員にあつては、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。</p> <p data-bbox="421 920 564 954">付 則</p> <p data-bbox="204 999 780 1066">この改正は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。</p>	<p data-bbox="829 465 973 499">(目 的)</p> <p data-bbox="813 506 1390 875">第 1 条 この規則は、定款第 3 条第 8 号に規定する有価証券の売買その他の取引等に係る業務に関して生じた協会員間の紛争（特定業務会員にあつては、定款第 5 条第 2 号イ、ロ又はハに掲げる業務、特別会員にあつては、定款第 5 条第 3 号に規定する登録金融機関業務に関して生じた紛争に限る。）につき、当事者の互譲により、条理にかなない実情に即した解決をはかることを目的とする。</p>